



関係者への通知 調査の透明性確保のため、調査の各段階で関係者への通知を規定している

为你自 *** 加重 ** 加重 *** 加						
通知の内容	条文	通知する人	通知される人			
			告発者	被告発者	配分機関	関係省庁
本調査実施の決定	第8条第2項	コンプライアンス 委員会	0	0	0	0
本調査を行わない決定	第8条第3項		0			
調査委員会委員の決定	第10条第1項		0	0		
調査委員会委員の交代	第10条第3項		0	0		
本調査結果	第22条	総括責任者	0	0	0	0
不服申立ての事実、 却下又は再調査開始	第23条第7項		۵	Δ	0	0
再調査の打ち切り	第24条第2項		Δ	Δ		
再調査結果	第24条第6項		0	0	0	0